

第5次堺市障害者計画  
第7期堺市障害福祉計画  
第3期堺市障害児福祉計画

【令和6（2024）年度～  
令和11（2029）年度】

（案）

抜粋版 （相談支援に関する項目）

令和6年●月



## 第2部 第5次堺市障害者計画

---

### 第1章 地域生活の支援及び地域生活への移行に向けた支援、 相談支援の充実・強化と人材の確保・育成

#### 1 意思の形成段階を含めた意思決定支援の充実

##### 現状・課題

障害の有無や程度、種別にかかわらず、すべての人が地域の中で安心して、自分らしく暮らすためには、それぞれの人の意思が尊重されなければなりません。

意思決定支援とは、国が示す「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」では、障害者への支援の原則は、自己決定の尊重であることを前提として、「自らが意思を決定することが困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として、本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。」と定義されています。

##### 取組の方向性

意思の形成段階を含め、自ら意思を決定することに支援が必要な障害者が、希望する暮らしや必要なサービス・支援等が選択できるよう、意思決定の支援に取り組めます。

特に、知的障害や精神障害などで自己決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して、自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるよう、障害者本人が安心して自由に意思表示できるような意思決定支援を進めます。

また、コミュニケーションに支援が必要な障害者が、意思決定に際して必要な情報を得ることができるよう、手話通訳や要約筆記をはじめとしたコミュニケーション支援を行います。

さらに、意思決定支援を担う役割として、相談支援専門員等への期待が大きく、大阪府が実施予定の相談支援専門員等に向けた意思決定支援に関する研修と連携して支援を進めます。

## 2 施設入所者の地域生活への移行・

### 入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けた支援体制の構築

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行に向けた支援体制の構築

##### 現状・課題

令和5（2023）年3月時点で、本市では約430名の方が障害者入所施設にて生活しており、入所者の高齢化・重度化や入所期間の長期化に加え、実態調査では、障害者入所施設の老朽化も課題としてあがっています。

また、障害施策の変遷にともない、それまでの施設入所を中心とした支援から、地域での生活を中心とした支援へとあり方が変化し、地域移行支援の考え方も明確なものとなりました。

本市では、障害者基幹相談支援センターに設置している地域移行コーディネーターが、障害者入所施設や地域の相談支援事業所等との連携調整を図り、障害者入所施設からの地域移行への支援を進めてきました。

しかし、全国的な課題として、障害者入所施設からの地域生活への移行が鈍化していると言われています。その要因として、入所者の高齢化・重度化に加え、特に重度障害者への意向確認が不十分ではないかとの指摘があります。

地域生活への移行を進めるためには、障害者に関わる支援者が一体となって丁寧に意向確認と意思決定支援を行うことが重要です。また、障害者本人はもちろんのこと、その家族等や障害者入所施設職員への情報提供と理解促進、さらには、地域における障害の理解啓発も重要です。

あわせて、地域移行コーディネーター、障害者入所施設及び地域の相談支援事業所がそれぞれの機能を十分に発揮できる仕掛けや仕組みが必要です。

##### 取組の方向性

今後、行政をはじめ、地域移行コーディネーター、障害者入所施設や地域の相談支援事業所と一緒に、地域生活への移行に向けた仕掛けや仕組みを考えます。また、地域における障害の理解啓発も取り組みます。

あわせて、地域への移行後の生活が継続できるよう、必要なサービス・支援等を提供する体制を整備します。また、障害者やその家族が地域で安心して生活するための地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

さらに、その機能について、効果的な支援体制・連絡体制の構築に向けて、検討方法も含めて、継続的に検証します。

## (2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けた支援体制の構築

### 現状・課題

精神科在院患者調査の結果によると、令和4（2022）年6月時点で、本市では約1,450人の方が精神科病院に入院しています。そのうち約860人が、入院期間が1年以上の長期入院です。

地域移行コーディネーターが、精神科病院や地域の相談支援事業所等との連携のうえ、入院中の精神障害者の意向を確認し、茶話会等の地域生活への移行に向けた支援を行ってきました。

しかし、コロナ禍では、院外からの面会や面談が制限・制約され、支援が滞り、現在でもその影響がみられます。

入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けた支援を進めるためには、医療や障害福祉だけではなく、介護、住まい、社会参加（就労）、教育が包括的に確保された仕組みの構築を進める必要があります。また、地域における障害の理解啓発も重要です。

### 取組の方向性

今後、入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けて、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。また、協議の場を活用し、精神科在院患者調査の結果もふまえ、支援の仕組みの検討を進めます。さらに、その状況を継続的に検証し、地域生活への移行における地域に応じた課題抽出も行います。あわせて、地域における障害の理解啓発にも取り組みます。

## 3 多様な暮らし方、暮らしの場の整備・確保

### 現状・課題

障害者が安心して、自分らしく地域で生活を送るためには、多様な暮らし方が保障され、また、様々な暮らしの場が確保されることが重要です。

実態調査によれば、本市では90%以上の方が自宅で生活されていますが、療育手帳所持者では、グループホームにて生活している人の割合が7%弱と、他の障害のある人に比べて高い状況です。

また、療育手帳を所持している人では、グループホームの増加（医療的ケアに対応したグループホームを含む。）への希望が多くみられます。精神障害者保健福祉手帳を所持している人や自立支援医療（精神通院）を受給している人では、一般住宅への入居に向けた支援の希望が多くみられます。

## 取組の方向性

今後も、医療的ケアを必要とする人や強度行動障害のある人などにも対応できるグループホームの整備・拡充を図ります。あわせて、居住支援協議会と連携しながら、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」の趣旨をふまえ、障害者の住居確保への支援を行います。

さらに、地域で安心して生活するための地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。また、精神障害者やその家族等が地域で安心して生活が送れるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

## 4 障害者やその家族等への相談支援体制・ネットワークの充実・強化

### 現状・課題

障害者が安心して地域で生活を送るためには、様々なサービスや支援へつなげるためのきめ細かい調整・コーディネートなどの相談支援が必要となります。相談支援は、障害者やその家族等が地域で安心して生活を送るための入口の支援で、その役割はとても重要です。

本市においても、平成24(2012)年度から、各区に障害者基幹相談支援センターと健康福祉プラザに総合相談情報センターを設置し、相談窓口のワンストップと総合的・専門的な相談支援体制の充実を進めてきました。

障害者基幹相談支援センターを区域の中核に、総合相談情報センターを市域の中核とし、地域の相談支援事業所や専門機関等、また、地域の主任相談支援専門員とも連携調整を行い、相談に迅速・柔軟に対応できる体制とネットワークの充実・強化を進めています。

障害者基幹相談支援センター及び総合相談情報センターを設置し、10年が経過したため、令和4（2022）年度から令和5（2023）年度にかけて、障害者施策推進協議会に地域で障害者やその家族等を支える相談支援のあり方専門部会（ここでは「あり方専門部会」という。）を設置し、障害者相談支援のあり方について、継続的に協議を行いました。

あり方専門部会では、障害者等の増加、障害者等のニーズの多様化を受けて、障害者基幹相談支援センターに期待される役割が年々大きくなっていること、人材の確保・育成を含めて、その体制の充実・強化が急務であることが課題としてあがりました。また、地域の相談支援事業所においても、相談支援専門員が一人しか配置されていない「一人事業所」が多いこと、相談支援専門員においては、他業務との兼務が多いことが課題としてあがりました。

一方、令和4（2022）年度末時点で、本市には、障害者基幹相談支援センター及び地域の相談支援事業所に、41名の主任相談支援専門員が配置されており、その体制・ネットワークは大きな強みです。

実態調査によれば、「自宅・地域で生活するために希望するサービスや支援」として、「自分のことを理解し、継続的にかかわってくれる人の確保」が34.3%、「身近な地域において、困ったときに気軽に相談できる体制の整備」が33.2%と高い割合です。

また、「困ったときの相談相手」としては、「家族や親せき」が75.3%と最も高く、「区役所等の行政機関」が7.1%、「相談支援事業所などの民間の相談窓口」は3.7%、「障害者基幹相談支援センター」は2.1%にとどまります。

さらに、「相談支援サービスを利用する人が増えていくために必要なこと」として、「年齢や障害種別にこだわらず、総合的な相談支援を受けられること（相談支援のワンストップ）」が45.4%と最も高く、続いて、「多くの市民が相談支援事業所やその役割を認知していること」が23.5%、「多くの市民が相談支援のネットワークや仕組み、それらの役割を認知していること」が21.9%、「障害者自立支援協議会で、不足している支援や社会資源の開発・改善していく仕組みを整えること」が20.4%の順です。

これらの結果からも、障害者やその家族等を支える相談支援体制の充実・強化が必要であることが分かります。年齢や障害種別にかかわらず、総合的な相談支援を行っている障害者基幹相談支援センターが期待される役割は大きく、また、障害者自立支援協議会も同様です。加えて、障害者やその家族等が相談の入り口である障害者基幹相談支援センターをはじめとした相談支援の窓口を知っていることも重要です。

## 取組の方向性

今後も、主任相談支援専門員との連携のもと、障害者基幹相談支援センターが中心となり、相談支援専門員同士が横のつながりを持ち、一人で抱え込まないよう、区域にとどまらないネットワークの構築や相談支援専門員の人材育成に取り組みます。

また、障害者基幹相談支援センターの体制強化をはじめ、障害者自立支援協議会の機能強化にも取り組みます。障害者やその家族等が、地域で安心して生活を送ることができるよう、公民が一体となった相談支援体制やネットワークの充実・強化に取り組みます。あわせて、障害者基幹相談支援センターの周知も進めます。

さらに、本市においては、令和6（2024）年度から、「社会福祉法」に基づく重層的支援体制整備事業を実施します。同法において「障害者総合支援法第77条第1項第3号に掲げる事業（相談支援事業）」が包括的相談支援事業として、「障害者総合支援法第77条第1項第9号に掲げる事業（地域活動支援センター事業）」が地域づくり事業に位置付けられます。重層的支援体制整備事業は、単一の相談支援機関だけでは対応が困難な複雑化・複合化した課題の整理や対応、関係機関間の役割分担の明確化が目的であり、各相談支援機関は、これまで以上に他分野の相談支援機関との意識的な連携が必要です。このため、重層的支援体制整備事業の一部である「多機関協働事業」を活用することで、複雑化・複合化した課題への対応については分野を横断した機関との『チーム支援』で取り組みます。

## 5 地域生活を支える人材の確保・育成

### 現状・課題

障害者が安心して地域で生活を送るためには、様々なサービスや支援が必要であり、それを担う人材の確保・育成は重要な課題です。また、医療的ケアを必要とする人、強度行動障害のある人など、障害特性に応じた高い専門性も求められています。

実態調査においても、サービス種別を問わず、「人材の確保・育成」を課題としてあげる法人・事業所の割合が高い状況です。

本市においては、大阪府等との合同求人説明会の共催や新任相談支援専門員向けの連続勉強会等の開催など、人材の確保・育成に向けて取り組んでいます。

また、令和3（2021）年には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が施行され、医療的ケアを必要とする児童やその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、支援の充実が求められています。

本市においては、人工呼吸器を装着している障害児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重症心身障害児（ここでは「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等の支援を総合調整する「医療的ケア児等コーディネーター」を養成しています。



また、強度行動障害のある人への支援については、令和4（2022）年には、国において、「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」が設置され、令和5（2023）年3月には報告書が公表されました。そこでは、「支援人材の専門性の向上」や「支援ニーズの把握と調整機能のあり方」、「子どもの時期からの予防的支援」など、今後の基本的な方向性がまとめられています。

## 取組の方向性

本市においては、引き続き、大阪府が実施する「強度行動障がい支援者養成研修（基礎・実践）」と連携し、その人材の確保・育成を進めます。

また、令和元（2019）年度から、障害者自立支援協議会に強度行動障害支援ワーキングを設置し、その支援のあり方について、継続的に審議を進めてきました。その審議結果をふまえ、令和6（2024）年度中に、大阪府や先進的な取組を実施する支援機関等との連携のもと、強度行動障害のある人への支援体制を構築し、専門的な人材の確保・育成を進めます。

今後も、障害者が安心して地域で生活を送るにあたって必要な様々なサービスや支援を担う人材の確保・育成に取り組みます。また、障害特性に応じた高い専門性を有した人材の確保・育成に取り組みます。さらに、国に対して、適切な人員配置基準の見直しやそれに見合う報酬単価の設定を働きかけます。

## 6 防災及び防犯対策の推進

### 現状・課題

防災については、平成23（2011）年の東日本大震災や平成28（2016）年の熊本地震、平成30（2018）年の台風21号など、様々な大規模災害が発生しており、その教訓からも、障害者等の避難行動に支援を要する人の避難支援等、防災対策は極めて重要です。

直近の動向では、令和3（2021）年5月に「災害対策基本法」が改正され、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。また、国の方針では、災害の避難対象区域などの状況や要支援者の心身の状況等をふまえて、優先度の高いところについては、概ね5年程度で作成に取り組むとされています。

また、令和3（2021）年から、災害や感染症が発生した場合でも、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できるよう、事業所に業務継続に向けた計画策定等が義務付けられています。

実態調査によれば、「障害のある人が安心して暮らすことのできる社会」について、設問項目のうち「障害者に配慮した防災対策が充実している」に対し「そう思う」が1.3%、「ややそう思う」が7.3%であり、他の項目に比べて最も低い値です。

また、「障害者も参加した地域交流や地域活動などの取組が進んでいる」の項目に対しても「そう思う」が1.4%、「ややそう思う」が7.5%であり、防災に大きく関連のある地域交流や地域活動に関する回答が低い傾向です。

さらに、「災害の際の取組について知っていることや経験したこと」について、「自分の近くの指定避難所はどこか知っている」が51.9%と最も高く、「防災訓練に参加もしくは誘われたことがある」が13.4%、「避難行動要支援者一覧表を知っている」は7.3%という状況です。

「災害に関して不安を感じる」の設問では、回答者全体では「避難場所で周囲に配慮しなくてよい独立スペースや何らかの個室があるか」が34.3%と最も高く、次いで「避難場所で医療的ケアが受けられるか」が33.7%、「家族と離れた場所で被災したときの対応がわからない」が32.9%の順です。

この設問について、障害種別でみると、「療育手帳」では「ひとりでは移動ができない」が51.5%と最も高く、「家族と離れた場所で被災したときの対応がわからない」が48.2%、「避難場所で一緒に過ごす人に障害特性への理解があるか」が46.3%、「避難場所で周囲に配慮しなくてよい独立したスペースや何らかの個室があるか」が42.1%の順です。

また、「発達障害」では「避難場所で一緒に過ごす人に障害特性への理解があるか」が55.9%、「家族と離れた場所で被災したときの対応がわからない」が52.0%と、2つの項目で50%を超えています。「指定難病・小児慢性特定疾病」では、「避難場所で医療的ケアが受けられるか」が48.8%と高い状況です。

本市では、災害時の避難行動に支援を必要とする障害者等の避難行動要支援者のうち、個人情報の提供に同意していただいた方を登載した「避難行動要支援者一覧表」を作成しています。この一覧表を行政や地域の支援者の方々（民生委員児童委員等）と共有し、地域における自助・共助の仕組みの構築に向けて取り組んでいます。

また、災害情報を迅速・確実に伝達するため、聴覚障害者（登録希望者のみ）の自宅のFAXに一斉に災害情報を配信する仕組みの導入など、FAXや音声スピーカー、テレビ映像、eメール等の多様な情報伝達手段を整備しています。

さらに、障害者等の避難行動要支援者が避難生活を送る場合、一般の避難所（指定避難所）で他の避難者と共同のスペースで生活することが難しい場合も想定されることから、特別教室等を活用した福祉スペースを確保しています。

また、障害者施設等を福祉避難所に指定し、災害時に障害者が適切な環境で避難生活を送ることができるような環境整備も進めています。

## 取組の方向性

災害時の避難行動に支援を必要とする障害者等の避難支援においては、平常時における地域の防災訓練への参加等の地域交流・地域活動への参加促進に取り組みます。また、障害特性に応じて適切かつ迅速に災害情報を届けることができるよう、多様な手法を用いた情報発信も進めます。

災害時でも、事業所が安定的・継続的に障害福祉サービスを提供できるよう、事業所における業務継続に向けた計画の策定の取組について、必要に応じた支援を行います。また、福祉専門職等と連携し、個別避難シートの作成を進め、避難行動ができるような訓練にも取り組みます。

防犯についても、障害者を狙った犯罪等から守り、地域の障害者の安全な生活の確保のために、様々な対策が求められます。また、消費者被害を防止するためにも、日々の地域での声かけや見守り、支援者による見守りや変化への気づきが欠かせません。今後も地域への啓発等、防犯対策を進めます。

## **第 2 章 就労支援の充実、地域活動等への参加の促進、障害の理解啓発**

**(省略)**

## **第 3 章 ライフステージを通じたときれない支援、 分野を超えた横断的な連携による支援**

**(省略)**

## 第3部 第7期堺市障害福祉計画・ 第3期堺市障害児福祉計画 (抜粋)

---

### 第1章 成果目標

成果目標は、国において、障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援等における課題に対応するため、その基準が定められています。また、大阪府も、国が定める基準をふまえ、基本的な考え方を示しています。

そのため、本市では、大阪府が示す基本的な考え方にに基づき、令和8（2026）年度を目標年度とした成果目標を定めます。あわせて、成果目標の達成に向けた取組も記載します。

## 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	大阪府の考え方	直近の実績	令和 8（2026）年度 目標値
地域生活への 移行者数	令和 8（2026）年度末 までに 令和 4（2022）年度末 の施設入所者の 6%以上 が地域生活へ移行	<b>432 人</b> 令和 4（2022）年度末 時点の施設入所者数	<b>計 26 人</b> 令和 6（2024）年度から 令和 8（2026）年度の 3 年間の累計
施設入所者の 減少数	令和 8（2026）年度末 までに 令和 4（2022）年度末 の施設入所者数から 1.7%以上減少	<b>432 人</b> 令和 4（2022）年度末 時点の施設入所者数	<b>8 人</b> 令和 8（2026）年度末 までの施設入所者の減少数

### <成果目標の達成に向けた取組>

地域移行コーディネーターが、本市内の障害者入所施設の状況に応じて、施設職員を対象とした地域移行に向けた研修、利用者を対象としたピア（当事者）による支援を実施します。

地域移行コーディネーター、本市内の障害者入所施設職員が参加する地域生活移行支援会議を開催し、障害者入所施設の入所者の状況を共有します。また、地域生活への移行支援に向けた課題を協議します。加えて、地域移行コーディネーター、障害者入所施設に加え、地域の相談支援事業所が、それぞれの機能を十分に発揮できる仕掛けや仕組みを考えます。

地域生活への移行支援にあたっては、地域における障害への理解を深めることも重要です。毎年 12 月の障害者週間に健康福祉プラザにて実施する「障害者週間フェスティバル」や出前講座等を通じ、地域への障害の理解啓発に取り組みます。

## 2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	大阪府の考え方	直近の実績	令和 8（2026）年度 目標値
精神病床における 1年以上の長期 入院患者数	令和 8（2026）年 6月 末時点の精神病床にお ける 1 年以上の長期入 院患者を 8,193 人として 目標値として設定  (年齢区分は設定しない)	<b>899 人</b>  令和 3（2021）年 6 月末時点	<b>804 人</b>  令和 8（2026）年 6 月末時点

### <成果目標の達成に向けた取組>

地域移行コーディネーターが本市内の精神科病院と協力し、退院意欲の喚起のためのピアを活用した茶話会の開催、病院職員向けの地域移行に関する研修を実施します。

協議の場を活用し、退院意欲の喚起、地域生活への移行支援を進めるほか、地域生活への移行における地域に応じた課題抽出も行います。また、その状況について、継続的に検証します。

また、施設入所者の地域生活への移行の支援と同様に、精神科病院からの退院地域移行の支援を行うにあたっては、地域における障害への理解を深めることが重要です。毎年 12 月の障害者週間に健康福祉プラザにて実施する「障害者週間フェスティバル」や出前講座などを通じ、地域における障害の理解啓発に取り組みます。

### 3 地域生活支援の充実

項目	大阪府の考え方	直近の実績	令和 8（2026）年度 目標値
<b>地域生活支援 拠点等の機能の 充実</b>	<p>令和 8（2026）年度未 までに、各市町村において 地域生活支援拠点等の 機能の充実のため、コーデ ィネーターの配置、地域生 活支援拠点等の機能を担 う障害福祉サービス事業 者等の担当者の配置、支 援ネットワークなどによる効 果的な支援体制及び緊 急時の連絡体制の構築 年 1 回以上、支援の実績 等をふまえ運用状況の検 証・検討</p>	<p><b>面的整備による 整備済</b> 平成 29（2017）年度 整備</p> <p><b>地域生活支援拠点 等における コーディネーター 未設置</b> 令和 4（2022）年度末 時点</p> <p><b>運用状況は 年 1 回検証・検討</b></p>	<p><b>令和 8（2026）年度 未までに、コーディネータ ーの配置の必要性を含 め、機能について検証・ 検討し、効果的な支援 体制及び緊急時の連 絡体制の構築</b></p> <p><b>検討方法も含め、年 1 回以上の検証</b></p>
<b>強度行動障害の ある人への支援 体制の充実</b>	<p>令和 8（2026）年度未 までに強度行動障害のある 人に関して、支援ニーズ を把握し、支援体制の整 備を進めるため、下記の目 標を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強度行動障害のある人 の実態や必要なサービス 等に関する調査の実施</li> <li>・大阪府強度行動障がい 地域連携モデルを参考と した取組</li> </ul>	<p><b>令和元（2019） 年度、障害者自立 支援協議会に、 強度行動障害支援 ワーキングを設置</b></p> <p><b>強度行動障害のあ る人への支援体制の 構築に向けた協議を 実施</b></p>	<p><b>令和 6（2024）年度 中に、強度行動障害の ある人への支援体制の 構築と、年 1 回以上の 評価・検討</b></p> <p><b>令和 8（2026）年度 未までに、強度行動障 害のある人に関する実 態の把握を検討</b></p>



## <成果目標の達成に向けた取組>

地域生活支援拠点等（ここでは「拠点等」という。）の機能の充実においては、「拠点等による支援が必要となる障害者の把握」、「拠点等の機能の中心的な役割を担うコーディネーターの配置」、「緊急時や休日・夜間の相談支援体制の整備」等の課題があります。一方で、拠点等におけるコーディネーターの機能が明確にされていないため、その役割や配置の必要性を含めて検討します。

また、拠点等の機能については、効果的な支援体制・連絡体制の構築に向けて、検討方法も含めて、継続的に検証を実施します。

強度行動障害のある人への支援体制の充実においては、障害者自立支援協議会の強度行動障害支援ワーキングの報告内容をふまえた取組を進めます。強度行動障害のある人が地域で暮らし続けることを目的に、「支援体制・ネットワーク・社会資源の整備」、「支援力の向上」、「外部からの声・視点の確保」、「ノウハウの確立」に向け、大阪府や先駆的な取組を実施する支援機関等との連携のもと、地域における支援体制を構築します。

また、障害者自立支援協議会において、その支援状況を継続的に評価・検討します。あわせて、令和 8（2026）年度末までに、強度行動障害のある人に関する実態の把握を進めます。

## 6 相談支援体制の充実・強化等

項目	大阪府の考え方	直近の実績	令和 8（2026）年度 目標値
<p><b>相談支援体制の 充実・強化等</b></p>	<p>令和 8（2026）年度未 までに、基幹相談支援セン ターをすべての市町村にて 設置 基幹相談支援センターが 関係機関等の連携の緊 密化を通じた地域づくりの 役割を担い、地域の相談 支援体制の強化を図る体 制の確保</p>	<p><b>設置済</b> 平成 24（2012）年度 設置済</p> <p><b>障害者基幹相談支 援センターにおける</b></p> <p>① <b>相談支援事業 所への専門的 助言等回数：</b> <b>491 回</b></p> <p>② <b>相談支援事業 所への人材育成 の支援回数：</b> <b>14 回</b></p> <p>③ <b>相談機関との 連携強化の取組 の実施回数：</b> <b>21 回</b></p> <p>④ <b>主任相談支援 専門員の配置 人数：</b> <b>10 人</b></p> <p>①～④いずれも、 令和 4（2022）年度 実績</p>	<p>障害者手帳所持者数や 障害福祉サービス利用 者数の増加、相談者の ニーズの多様化に対応 するため、地域の相談 支援機関等との連携の もと、障害者基幹相談 支援センターの体制の 充実・強化</p> <p>① <b>530 回</b> ② <b>15 回</b> ③ <b>25 回</b> ④ <b>15 人</b></p>

	<p>令和 8（2026）年度末までに、障害者自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組の実施</p> <p>この取組を行うために必要な障害者自立支援協議会の体制の確保</p>	<p>① 2 区の障害者自立支援協議会にて事例検討を実施</p> <p>② 障害者自立支援協議会における専門部会の設置数及び実施回数</p> <p>設置数： 2 部会、2 ワーキング</p> <p>実施回数： 20 回</p> <p>①②ともに、 令和 4（2022）年度実績</p>	<p>① 令和 8（2026）年度末までに、すべての区障害者自立支援協議会にて事例検討を実施</p> <p>② 設置数：4 部会 実施回数：24 回</p>
--	---	--	--

### <成果目標の達成に向けた取組>

令和 4（2022）年度末時点で、41 名の主任相談支援専門員が、障害者基幹相談支援センターや地域の相談支援事業所に配置されており、その体制・ネットワークは大きな強みです。今後も、障害者基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援事業所にも、毎年 1～2 名程度主任相談支援専門員の配置を行います。

地域の主任相談支援専門員との連携のもと、障害者基幹相談支援センターが中心となり、相談支援従事者研修における実習の受入、新任相談支援専門員向け連続勉強会などを継続的に実施します。また、実習の受入や連続勉強会の開催が継続に実施できる仕組みも検討します。

地域の相談支援専門員同士が、横のつながりを持ち、一人で抱え込まないよう、区域にとどまらないネットワークの構築、相談支援専門員の人材育成に取り組みます。

令和 6（2024）年に施行される改正障害者総合支援法では、障害者自立支援協議会において個別事例を情報共有することが明記され、参加者に対する守秘義務や関係機関による情報提供に関する努力義務が設けられたことから、現在設置しているワーキングの部会への変更などの取組を通じて、地域支援体制の整備を進めます。

## 第2章 各障害福祉サービス等の見込量

国の基本指針において、成果目標を達成するため、その必要となる量等（以下「見込量」という。）を、障害福祉計画及び障害児福祉計画に見込むことが適当であるとされています。

見込量の設定については、成果目標と同様に、国の基本指針とそれをふまえた大阪府の基本的な考え方に加え、実態調査の結果もふまえます。

障害福祉サービス等ごとの月平均利用人数及び月平均利用量を見込むことを基本とします。

## 4 相談支援サービス

(計画相談支援、地域相談支援、自立生活援助)

		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画相談支援	利用人数(人/月)	3,942	4,346	4,791
地域相談支援	利用人数(人/月)	213	213	213
	地域移行支援	7	7	7
	地域定着支援	206	206	206
自立生活援助	利用人数(人/月)	3	3	3

### <参考> 計画相談支援の実績の推移

		令和3(2021)年 3月末	令和4(2022)年 3月末	令和5(2023)年 3月末
障害福祉サービス利用者数	人	9,815	10,200	10,647
障害福祉サービス利用者のうち、 計画相談支援の利用者数	人	6,249	6,711	7,103
計画利用率	%	63.7	65.8	66.7

### <見込量の算定の考え方>

計画相談支援は、障害福祉サービスの利用者のうち、希望する利用者すべてが利用できるということ意識しながら、見込量を設定します。

また、計画相談支援は、利用ニーズは高く、利用者も増加しています。成果目標の「相談支援体制の充実・強化等」の取組のとおり、相談支援専門員の増員や育成、地域とのネットワークの構築に向けて取り組みます。障害福祉サービスの利用者のうち計画を利用している人の割合を高めます。

参考にもあるとおり、令和5(2023)年度末実績で計画利用率は66.7%と上昇傾向です。令和8(2026)年度末の計画利用率がおおむね80%となるものとして、直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定します。

地域移行支援については、利用実績は少ないですが、今後も入所施設からの地域生活への移行、精神科病院入院者の退院に向けて取り組みます。直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定します。

地域定着支援については、利用実績は一定で推移しています。地域にて安心した生活が継続するためのサービスであり、今後も同様の水準で推移するものとして、見込量を設定します。

自立生活援助については、利用実績は一定で推移しています。計画相談支援とのすみわけ、事業の認知度等の課題が見られます。見込量としては、直近の実績の推移をふまえて設定します。

## 5 障害児通所支援・障害児相談支援

(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援、医療的ケア児等コーディネーターの配置)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
児童発達支援	利用人数(人/月)	1,661	1,861	2,061
	利用時間(人日/月)	10,939	11,718	12,978
放課後等 デイサービス	利用人数(人/月)	3,900	4,100	4,300
	利用時間(人日/月)	30,691	32,265	33,839
保育所等 訪問支援	利用人数(人/月)	197	237	277
	利用時間(回/月)	309	371	434
居宅訪問型 児童発達支援	利用人数(人/月)	1	1	1
	利用時間(回/月)	2	2	2
障害児 相談支援	利用人数(人/月)	873	984	1,094
医療的ケア児等 コーディネーター配置 人数	人数	138	163	188

### <参考> 障害児相談支援の実績の推移

		令和3(2021)年 3月末	令和4(2022)年 3月末	令和5(2023)年 3月末
障害児通所支援利用者数	人	2,857	3,160	3,571
障害児通所支援利用者のうち、 障害児相談支援の利用者数	人	1,397	1,494	1,641
計画利用率	%	48.9	47.3	46.0

### <見込量の算定の考え方>

児童発達支援は、利用実績が増加しています。利用ニーズも高いことから、今後も増加が見込まれるものとして、直近の実績の推移に加え、一元化される医療型児童発達支援の実績もふまえ、見込量を設定します。

放課後等デイサービスは、利用実績が大きく増加しています。事業所の増加にともなう支援の質の向上に取り組む必要があります。利用ニーズも高いことから、これまでと同様に増加するものとして、見込量を設定します。

保育所等訪問支援は、利用実績が増加しており、利用ニーズも高いことから、これまでと同様に増加するものとして、見込量を設定します。

居宅訪問型児童発達支援は、利用実績は少なく、今後も同様の水準で推移するものとして、見込量を設定します。

障害児相談支援は、大阪府の考え方にに基づき、障害児通所支援等の利用者すべてが利用するという意識しながら、直近の実績の推移をふまえ、見込量を設定します。

医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児とその家族等を適切な支援へつなげるなどの調整の役割が期待されています。毎年度、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施しており、また、成果目標として、令和 8（2026）年度末のコーディネーター配置人数を 188 人としています。順次増加するものとして、それまでに養成研修を修了する人数により、見込量を設定します。

なお、障害児相談支援は利用ニーズが高く、利用者も増加しています。しかし、参考にもあるとおり、障害児相談支援の計画利用率は減少が続いています。利用ニーズの増加に、相談支援専門員の人数が追いついていないことが要因と考えられます。

本市では、令和 4（2022）年度から、障害者自立支援協議会に、障害児相談支援ワーキングを設置し、継続的に協議を行いました。障害児相談支援を担う相談支援専門員が相談できる仕組みの必要性、保育や教育などの障害福祉分野を超えた分野を超えた連携の仕組みの必要性などの意見がありました。

今後、障害児相談支援ワーキングでの協議をふまえ、障害児相談支援を担う相談支援専門員の増加や育成、地域とのネットワークの構築等に向けて取り組みます。また、障害児相談支援を担う相談支援専門員が相談できる仕組みや分野を超えた連携について、検討を進めます。



## 8 相談支援体制の充実・強化のための取組

		令和6（2024） 年度	令和7（2025） 年度	令和8（2026） 年度
障害者基幹相談支援センターの設置		設置	設置	設置
障害者基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な助言	件	510	520	530
地域の相談支援事業所の人材育成の支援	件	15	15	15
地域の相談機関との連携強化の取組	件	25	25	25
障害者基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数	人	12	13	15

### <見込量の算定の考え方>

障害者基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所への専門的な助言は継続的に実施します。直近の実績をふまえ、見込量を設定します。

また、地域の相談支援事業所の人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組も継続的に実施します。直近の実績をふまえ、見込量を設定します。

障害者基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員は、毎年度 1～2 名程度増員を図ります。また、見込量としては設定しませんが、地域の相談支援事業所においても、毎年度 1～2 名程度の増員を図ります。

なお、主任相談支援専門員は、令和 4（2022）年度末時点で、障害者基幹相談支援センターに 10 名、地域の相談支援事業所に 31 名、市内全体で計 41 名配置しており、その体制・ネットワークは大きな強みです。

今後も、地域の主任相談支援専門員との連携のもと、障害者基幹相談支援センターが中心となり、相談支援従事者研修における実習の受入、新任相談支援専門員向け連続勉強会などを継続的に実施し、地域の相談支援事業所の人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化に取り組みます。さらに、継続的に人材育成や連携強化が実施できる仕組みも検討します。

また、地域の相談支援専門員同士が、横のつながりを持ち、一人で抱え込まないよう、相談支援専門員の人材育成、区域にとどまらないネットワークの構築にも取り組みます。